

社会福祉法人 尚 生 会

「指定認知症高齢者グループホーム グリーンハウスとちぎ」

運営規程

目 次

第 1 条 事業の目的	第 11 条 重度化した場合における対応の指針
第 2 条 運営方針	第 12 条 勤務体制、各研修及び会議等の確保
第 3 条 実施主体	第 13 条 秘密保持等
第 4 条 事業の名称等	第 14 条 記録の整理
第 5 条 職員の職種、員数及び職務内容	第 15 条 ハラスメント対策の強化
第 6 条 利用定員	第 16 条 高齢者虐待防止の推進
第 7 条 内容及び利用料その他の費用の額	第 17 条 感染症対策の強化
第 8 条 入居・退所に当たっての留意事項	第 18 条 業務継続に向けた取組の強化
第 9 条 非常災害対策	第 19 条 その他運営についての留意事項
第 10 条 緊急時の対応	

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人尚生会が設置運営する「指定認知症高齢者グループホームグリーンハウスとちぎ」(以下「事業所」)が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症の状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 施設の介護従業者は、認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対し、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の援助及び日常生活の中で心身の機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。
- 2 事業実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 入居者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、社会福祉法人尚生会とする。

(事業の名称等)

第4条 事業所の名称及び住所地は次の通りとする。

- 1 名 称 指定認知症高齢者グループホーム グリーンハウスとちぎ
- 2 所在地 栃木県芳賀郡茂木町茂木6-3番28

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 2名
管理者は施設の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 2 計画作成担当者 1名(兼務)
計画作成担当者は認知症対応型共同生活介護計画(介護予防認知症対応型共同生活介護計画)を作成し、自らも介護を行う。
- 3 介護職員 6名以上
介護職員は、適切な介護技術をもって、入居者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するものとする。
- 4 看護職員 1名以上(兼務)

看護職員は、入居者に対する日常の健康管理、状態悪化時における対応、医療機関（主治医）との連絡、調整を行う。

（利用定員）

第6条 居室の定員は1名とし、利用定員1ユニット9名とし、2ユニット合わせて18名とする。

2 利用定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

（内容及び利用料その他の費用の額）

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料等の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）が法定代理受領サービスであるときは、市町村が定めた負担割合に準じた額とする。詳細は、別紙に定める利用料金表の通りとする。

2 前項の他、次に掲げる費用の額の支払いを受けるものとする。詳細は、別紙に定める利用料金表の通りとする。

- ① 食費
- ② 住居費
- ③ 生活関連費
- ④ 町外病院受診代
- ⑤ レクリエーション費
- ⑥ 理美容代
- ⑦ オムツ代
- ⑧ 教養娯楽費
- ⑨ クラブ材料費
- ⑩ 複写物の交付
- ⑪ 抗原検査等実施代
- ⑫ 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となる費用で事業者が適当と判断したもの。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に説明をし、同意を得ることとする。

（入所・退所に当たっての留意事項）

第8条 入居者は、入所に当たって、運営規定その他の規則を遵守し、運営に必要な事業者の指示に従うものとする。また、退所の基準として、要介護認定により入居者が「自立」又は「要支援1」と判定された場合、入居者から申し出があった場合、施設

から退所の申し出を行った場合、施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合、施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合により退所となる（1 カ月以上の入院又は入院が見込まれる場合も退所となる場合がある）。

（非常災害対策）

第 9 条 事業所の消防計画に基づき、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

また、地域住民との連携が図れるように訓練参加が得られるよう努める。

（緊急時の対応）

第 10 条 入居者の心身の状態に異変が生じた場合は、看護職員を中心として速やかに主治医又は予め定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。又、その他緊急事態への対応は、別に定める非常時対応マニュアルに基づいて実施する。

（重度化した場合における対応の指針）

第 11 条 入居者が重度化した場合については本条各項に定める指針に基づき対応に当たり、重要事項説明書により入居者、家族へ説明し、同意を得た上で実施する。

1 急性期における医療との連携体制

医療機関との情報の共有に努め、入退院時の情報交換及び入院中の定期的な訪問等により状況の把握に努める。

2 入院期間における費用の取扱い

入院期間における住居費、食材料費、生活関連費の各料金については算定せず、入居者及び家族の希望により発生したその他の費用については実費にて徴収する。

3 看取りに関する考え方

入居者及び家族の看取りについての意向を定期的に確認し、介護計画に盛り込み日常の医療機関との連携及び介護を実施する。

4 重度化に伴う医療機関又は介護保険施設への移行

重度化に伴い主治医の意見を聴取した上で当ホームでの対応が困難との結論に至った場合、家族、入居者と協議の上、適切な医療機関、施設への移行がスムーズに行えるよう支援する。

（勤務体制、各研修及び会議等の確保）

第 12 条 入居者に対し、適切な認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型強雨堂生活介護）を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。

2 前項の介護従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を

送れることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

- 3 介護従業者の資質向上を図る為、研修機会及び会議などを別紙事業計画書のとおりとする。

(秘密保持等)

第 13 条 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

(記録の整理)

第 14 条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整理しておくものとする。

- 2 入居者に対するサービス提供に係る諸記録を整理し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第 15 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待防止の推進)

第 16 条 事業所は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定（責任者：グループホーム管理者）
 - (2) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施（年 2 回）
 - (3) 虐待に対する相談窓口の設置
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（入居者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症対策の強化)

第 17 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号における措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 2 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続に向けた取組の強化)

- 第 18 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年 2 回以上実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第 19 条 入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水、食材料について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。
 - 3 認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応共同生活介護計画を作成し、その計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録をし、状況に応じた見直しを行う。
 - 4 入居者は、事業者が加入する、社会福祉施設賠償責任保険対象者となる。
 - 5 提供したサービスに係る入居者からの苦情については、苦情解決マニュアルに従って必要な措置を講ずるものとする。
 - 6 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人尚生会理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

平成 15 年 12 月	1 日	施 行
平成 17 年	3 月 25 日	一部改正
平成 18 年	4 月 1 日	一部改正
平成 21 年	4 月 1 日	一部改正
平成 24 年	4 月 1 日	一部改正
平成 25 年	4 月 1 日	一部改正
平成 26 年	4 月 1 日	一部改正
平成 27 年	4 月 1 日	一部改正

平成 2 7 年	8 月	1 日	一部改正
平成 2 9 年	4 月	1 日	一部改正
平成 3 0 年	4 月	1 日	一部改正
令和元年	1 0 月	1 日	一部改正
令和 2 年	4 月	1 日	一部改正
令和 3 年	4 月	1 日	一部改正
令和 4 年	1 0 月	1 日	一部改正
令和 5 年	4 月	1 日	一部改正
令和 6 年	4 月	1 日	一部改正

社会福祉法人 尚生会

共用型指定認知症対応型通所介護センターとちぎ

運営規程

目次

第 1 条 事業の目的	第 10 条 サービス提供にあたっての留意事項
第 2 条 運営の方針	第 11 条 緊急時等における対応方法
第 3 条 実施主体	第 12 条 非常災害対策
第 4 条 事業所の名称	第 13 条 ハラスメント対策の強化
第 5 条 職員の職種、員数及び職務内容	第 14 条 高齢者虐待防止の推進
第 6 条 営業日及び営業時間	第 15 条 感染症対策の強化
第 7 条 利用定員	第 16 条 業務継続に向けた取組の強化
第 8 条 サービスの内容及び費用	第 17 条 その他運営に関する重要事項
第 9 条 事業の実施地域	

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尚生会が開設する共用型指定認知症対応型通所介護センターとちぎ（以下「事業所」という。）が行う共用型指定認知症対応型通所介護事業及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 要介護状態であり、認知症である高齢者（認知症の原因疾患が急性の状態にある方を除く。以下同じ）が、可能な限り在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、小規模な生活の場の中で必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることとする。
- 2 要支援状態であり、認知症である高齢者が、運動機能や栄養改善といった特定の機能改善を目指すものだけでなく、可能な限り在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、社会福祉法人尚生会とする。

(事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所 「共用型指定認知症対応型通所介護センターとちぎ」
- (2) 所在地 芳賀郡茂木町茂木63番28

(職員の職種、人数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）
管理者は、事業所の職員及び業務の管理を行う。
- (2) 生活相談員 1名（兼務）

生活相談員は、事業所に対する利用の申込みに係る調整、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護計画（以下「介護計画」という。）の作成を行う。

（３）介護職員 １名以上

各職種の職員は、グループホームグリーンハウスとちぎの職員を兼務する。但し、生活相談員は計画作成担当者を兼務する。

（４）機能訓練指導員 １名以上（兼務）

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練、口腔機能向上訓練及び認知症対応型通所介護の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第６条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日 「月曜日から金曜日」の週５日間とする。

（２）営業時間 「午前８時３０分～午後５時３０分」

送迎を含むサービス提供時間は、午前９時３０分～午後４時４０分とする。ただし、家族送迎の場合は、通常の営業時間の限りではない。

（３）休業日 「土曜日、日曜日、１２月３１日～１月３日、８月１３日～１５日」とする。

（利用定員）

第７条 利用定員は、１日１ユニット３名までとする。

（事業所の内容及び利用料その他の費用の額）

第８条 介護及び介護予防サービスの内容は次のとおりとし、認知症対応型通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護及び介護予防サービスが法定代理受領サービスであるときは、市町村が定めた負担割合に準じた額とする。

（ア）生活相談（イ）介護サービス（ウ）入浴サービス（エ）食事サービス

（オ）送迎サービス（カ）延長サービス（キ）介護方法の指導

（ク）健康状態の確認。

詳細は、別紙に定める利用料金表の通りとする。

２ 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から徴収することとする。

（１）食費は、６００円を徴収する。

（２）おむつ代等は、実費相当額を徴収する。

（３）教養娯楽費等は、実費を徴収する

（４）レクリエーション等、趣味活動費は希望者のみ材料代等の実費を徴収する。

（５）抗原検査実施を実施した場合には実費を徴収する。

- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ることとする。

(事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、茂木町とする。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第10条 利用者がサービスを受ける際には、次の説明を事前に行うこととする。

- (1) 認知症対応型通所介護利用日の利用料金、持参品に関すること。
- (2) 各部屋、設備を利用する際の注意事項に関すること。
- (3) 利用者の緊急連絡先、主治医に関すること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 認知症対応型通所介護の介護サービスを実施中に、利用者の病状に急変その他、緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医、家族及び市町村介護保険担当課、担当介護支援専門員等に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者への報告を行う。

(非常災害対策)

第12条 法人の消防計画に基づき、定期的な日中の避難訓練、救出訓練、その他必要な訓練を実施する。また、地域住民との連携が図れるように訓練参加が得られるよう努める

(ハラスメント対策の強化)

第13条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待防止の推進)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定(責任者：デイサービス管理者)
- (2) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施(年2回)
- (3) 虐待に対する相談窓口の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症対策の強化)

第 15 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号における措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続に向けた取組の強化)

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年 2 回以上実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条

- 1 介護計画の作成、計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。
- 2 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努める。
- 4 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密について個人情報保護法、その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し保持する。また、事業所の職員でなくなった後においても、同様とする。
- 5 介護従事者の資質向上を図るため、研修機会及び会議などを別紙、事業計画書のとおりとする。
- 6 利用者に対して、事業者が行ったサービス提供に関する諸記録は、利用解約後、5 年間は保存する。
- 7 利用者は、事業所が加入する保険会社の賠償責任保険対象者となる。
- 8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人尚生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 4 月 1 日 一部改正

平成 27 年 8 月 1 日 一部改正

平成 29 年 4 月 1 日 一部改正

平成 30 年 4 月 1 日 一部改正

令和元年 10 月 1 日 一部改正

令和 2 年 4 月 1 日 一部改正

令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

令和 4 年 10 月 1 日 一部改正

令和 5 年 4 月 1 日 一部改正

令和 6 年 4 月 1 日 一部改正